

公証人が提供する法的サービス

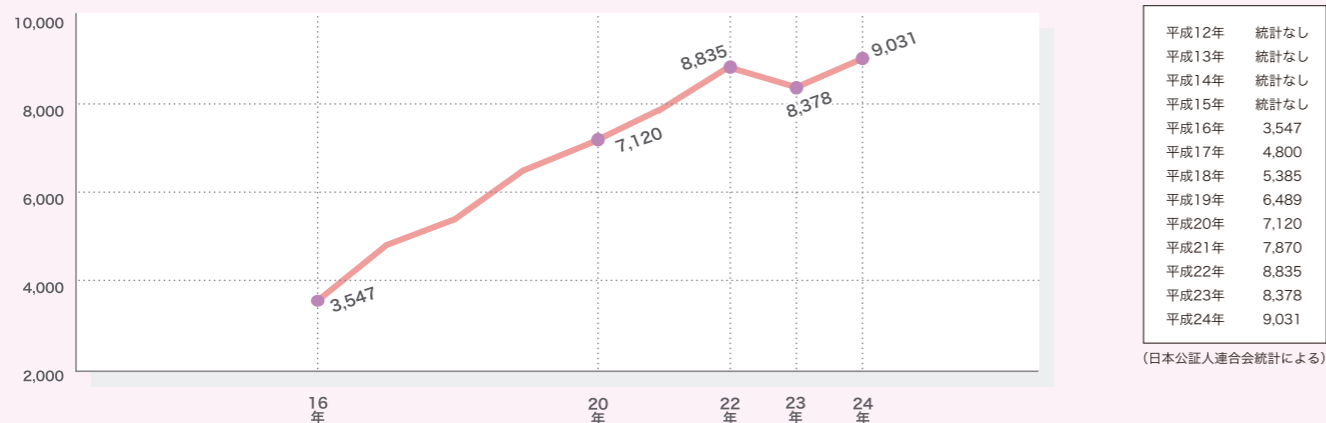
公証人が提供する法的サービスには次のようなものがあります。

公正証書の作成

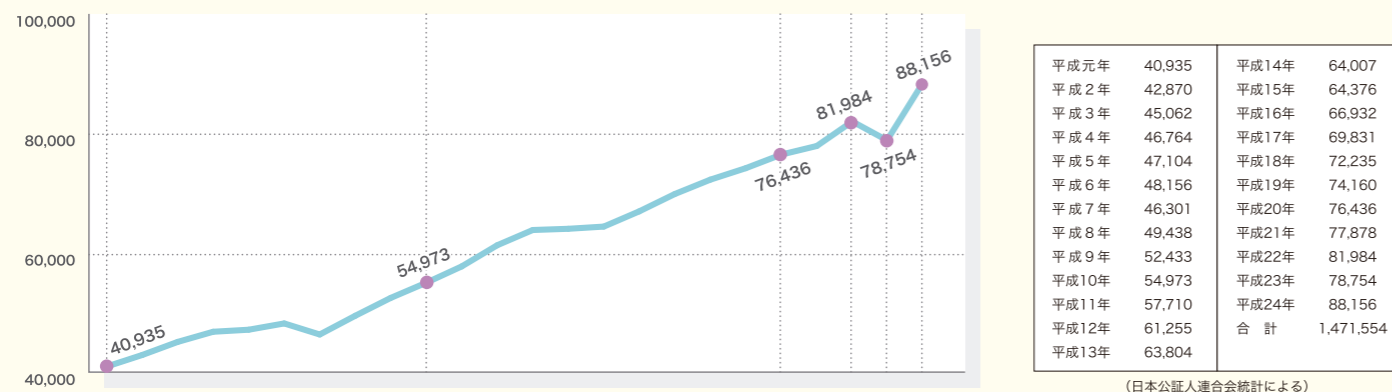
公正証書とは、私人からの囑託により、公証人がその権限において作成する文書のことです。公正証書は、公正な第三者である公証人がその権限に基づいて作成した文書ですから、当事者の意思に基づいて作成されたものであるという強い推定が働き、これを争う相手方の方でそれが虚偽であるとの反証をしない限りこの推定は破れません。

さらに、金銭債務についての公正証書は、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されている場合は執行力（債務不履行の場合、裁判に訴えることなく直ちに強制執行をすることのできる効力）を有します。この執行力を有する公正証書を特に執行証書といいます。

任意後見契約件数の推移



公正証書遺言件数の推移



公正証書の種類

契約に関する公正証書

契約に関する公正証書としては、売買、賃貸借、金銭消費貸借などですが、近年、公正証書によることが法令上予定されている契約も増えています。事業用定期借地権、定期借地権、定期建物賃貸借、任意後見契約、離婚時の年金分割の合意等です。

一例を挙げると、平成12年にスタートした任意後見制度は、認知症などにより判断能力

が不十分な状況に陥った場合に備えてあらかじめ代理人(任意後見人)を選任し、自分の生活の維持や療養看護、財産管理のための必要な事務などを代わって行って貰うための契約ですが、平成18年には約5,400件だった任意後見契約公正証書が、同24年には9,031件と増加しております。

単独行為に関する公正証書

当事者間の合意ではなく、一人の当事者の意思内容を明らかにするためにも公正証書は作成されています。その典型が遺言ですが、遺言公正証書の作成件数は増加しており、平成元年には約4万1,000件であったものが、同18年には約7万2,000件、同24年には

8万8,156件に達しました。なお、平成12年には、口がきけない等障害のある方々も公正証書遺言ができるように民法が改正されています。

また、マンション分譲業者などによる規約設定は公正証書によらなければなりません。

事実実験公正証書

権利義務や法律上の地位に関係する重要な事実について公証人が、実験すなわち五官の作用で認識した結果を記述する公正証書を事実実験公正証書といいます。

例えば、土地の境界の現況がどうなっているかを公証人が現地に赴いて確認した結果などを記載します。また、特許の関係で特許権の成立以前から同様の発明が既に存在し、使用されていたことにより成立する「先使用权」の存在を証明する物品や書類・記録などの存

在を明確にして、後日の紛争に備えることが可能です。

その他、近年注目されているのが、尊厳死宣言公正証書です。これは、囑託人が自らの考えで尊厳死を望む、すなわち延命措置を差し控え、中止する旨等の宣言をし、公証人がこれを聴取する事実実験をしてその結果を公正証書にするというものです。